

地方税財源の充実について

平成26年度の地方財政計画において、地方交付税総額は東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.2兆円減の16.9兆円となつた一方で、一般財源総額は地方税の増加等を見込むことで0.6兆円増の60.4兆円が確保されたが、臨時財政対策債は抑制が図られたものの、依然として高い水準にあるなど地方財政制度の構造的な問題は解消されていない。また、骨太の方針においては、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切り替えを進めていくことが示されており、必要な地方の一般財源総額の確保について予断を許さない状況にある。

昨年12月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立した社会保障と税の一体改革については、今後真に持続可能な制度の検討が必要であるが、一方で、国において法人実効税率の引下げの議論が本格化し、これによる地方財政への影響が懸念される。

こうした中、地方においては、厳しい経済環境のもと、消費税率引上げによる景気の下振れリスクを回避しつつ、産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育ての充実、教育振興等により一層取り組んでいく必要がある。

このような状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立するため、次の事項について強く要請する。

1 地方財政の充実強化

- (1) 景気・雇用対策や福祉、防災等の施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要であることから、社会保障関係経費の増をはじめとした地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、必要な地方一般財源総額を確保すること。
- (2) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化しているが、本来は交付税率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。本来の趣旨に立ち戻り、早期に法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置とした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(3) 我が国経済は緩やかに回復しつつあるものの、地方の中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、安定的な雇用も十分確保されているとは言えない地域も存在することから、これらの財政需要について地方財政計画に十分措置すべきであること。また、そもそも地方が国の法令等により義務的に実施する事業や住民生活を守るために必要な地方単独事業については、同様に明確に措置すべきであることから、こうした措置がなされるまでの間は、地方財政対策として歳出特別枠が必要である。

また、地方交付税の別枠加算は、地方の巨額の財源不足に対して、法定率の引上げで対応できないため設けられたものであり、その財源不足は未だ解消に至っていないことから、法定率の引上げなどによる必要な一般財源の確保が実現できるまでの間は、措置を継続すること。

(4) 人口減少克服・地方創生のための財源確保については、地方の創意工夫を最大限生かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地域の実情に応じ資金を効果的に活用でき、その使途については、目標管理するなど地方の責任において、地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できる、包括的な交付金を大胆な規模で創設するとともに、補助制度の拡充・新設、過疎債等の充実や地域再生を総合的に支援する特別な地方債の創設などの財政支援策を講じること。

また、国が人口問題に対する姿勢を地方財政計画において示すことが重要であり、併せて、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方施策を拡充・強化する歳出を、「地方創生・人口減少対策費（仮称）」として地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

(5) 社会資本整備を推進する各府省の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れた地域に十分配慮すること。また、予算配分基準を明確にするとともに、地方の自由度向上につながるよう国の関与を縮小させながら、引き続き手続きの簡素化を図ること。

(6) 国の経済対策に伴い創設した基金については、事業の進捗状況に応じ、必要なものは期間を延長し、地方の裁量による主体的かつ弾力的な取組が可能となるよう、更なる要件の見直しを行うとともに、本来臨時的な対応でなく恒常に実施すべき事業については、基金事業終了後も引き続き実施できるよう必要な財源措置を講ずること。

- (7) 法人課税の見直しについては、地方税財政に影響を与えることがないよう慎重に議論を行うこと。また、法人実効税率を引き下げる場合には、大企業についての外形標準課税の拡大や政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等の代替措置により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を十分に確保することを併せて検討し、恒久減税には恒久財源を確保すること。その際、地域経済や雇用を支える中小企業へ大きな影響が出ないよう慎重に検討すること。
- (8) 地球温暖化対策に関する財源の確保については、骨太の方針において、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保の新たな仕組みについて、森林整備等の受益と負担の関係に配慮しつつ、早急に総合的な検討を進めるとされており、地球温暖化対策のための税の一部の地方税源化や森林・林業活性化のための交付金創設など、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方が果たす役割に応じた税財源を確保する仕組みとすること。
- (9) 自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で廃止することとされ、併せて環境性能課税を自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得るとされた。
- この見直しに当たっては、地方団体の意見を十分踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、安定的な代替税財源を十分に確保する措置を講ずること。
- (10) 地方公務員の給与制度の総合的見直しについては、平成25年度における国の主導による地方公務員給与の削減のための地方交付税総額の圧縮を再び繰り返すことのないよう、検討を進めること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的に十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、昨年、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が成立したところであるが、今後の改革の具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等において真摯に議論し、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域

の実情に合わせた医療・介護サービス体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(2) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、財政上の構造問題の解決が前提であり、後期高齢者支援金への全面総報酬割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用することはもとより、抜本的な財政基盤強化の具体策を、追加国費の規模も含めて一刻も早く提示すること。

また、今後増嵩する医療費に対応するため、被保険者に過度な負担を負わせることなく、将来にわたり国民健康保険の持続可能性を担保するための制度的措置を講ずること。

(3) 消費税率10%への引上の検討に当たっては、アベノミクスの効果が未だ十分に及んでいない地方の景気実態を良く点検・把握した上で判断するとともに、地域経済への影響に十分配慮した対策を講じること。

また、引上げを行う際には、消費税の逆進性を踏まえた低所得者層への対策、医療機関の非課税取引における仕入れに係る消費税負担増への対策も講じること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、転嫁対策を確実に実施すること。

(4) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、10%に引き上げる際には8%時と同様に、引上げ分の地方消費税について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

(5) 地方法人税の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、その配分に当たっては地方交付税が地方固有の財源であることを十分に踏まえ、国による政策誘導とならないよう、また、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性ある偏在是正措置となるようにすること。

また、平成26年度の与党税制改正大綱において、消費税率10%段階で現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うとされているが、この検討に当たっては、例えば消費税と地方法人課税との税源交換等の偏在是正手法も含め、偏在性が小さく、安定的な地方税体系が構築できるよう検討す

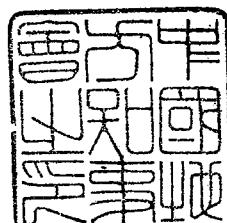
べきであり、制度の設計に当たっては国と地方が十分な協議を行ひながら取り組むこと。

(6) マイナンバー制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や維持管理に要する経費については、この制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないようにすること。

特に、国が設定した社会保障・税番号制度システム整備費補助金の上限額と、地方の見積額に乖離が生じているものについては、その原因を分析し、地方側に示すとともに、不足が生じる場合には、必要な財政措置を講ずることとし、補助金の交付についてもシステムの整備期間に配慮して、柔軟な取り扱いとすること。また、マイナンバー制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講ずること。

平成26年10月20日

中 国 地 方 知 事 会



鳥取県知事	平井 伸治
島根県知事	平溝 口善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆太
広島県知事	湯崎 英彦
山口県知事	村岡 翁政